

令和6年4月5日

保護者 様

川崎市立玉川中学校  
校長 溝部 晃

## 大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置について（お知らせ）

日ごろより、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、令和元年10月の台風19号襲来時には、多くの市立学校において緊急避難場所が開設され、各地域で多数の市民の方が緊急避難場所を利用されました。また、緊急避難場所の閉鎖後には、その後の教育活動の安全確保のための様々な点検等を要する事態となりました。

今後同様の災害が発生し、市立学校で緊急避難場所を開設した場合の臨時休業等の措置につきまして、次のとおり教育委員会事務局から示されましたのでお知らせいたします。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んでまいりますので、今度とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

### <臨時休業>

(1) 大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。

- ・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。
- ・「緊急避難場所」として使用されなかった学校は、臨時休業の対象外とします。

(2) 避難所業務が終了した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が家業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の児童生徒の活動をすべて中止とします。

(3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。

(4) 上記において、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（TEL 4 1 1 - 2 6 3 9）まで御相談ください。